

西京警察署管内:自転車指導啓発重点地区

当該エリア内においては、自転車事故
(人身事故)が
88件(R3~R5)
発生しています。

手配書



指定場所一時不停止
に該当します。

このエリアに出没する妖怪
(特徴: 常に慌てており、一時停
止場所を絶対に止まらない。)

急鬼



【選定理由】
駅利用者等、自転車利
用者が多く、通行マナー
に関する苦情が多い。

自転車に乗車するときは、
ヘルメットを着用してね！



西京東エリアを
走行される方へ

このエリアを自転車で走行する人は、次の点に注意しましょう！

- ① 一時停止：交通事故は、細街路や駅周辺の交差点で発生しています。
一時停止の標識のあるところでは、停止線の手前で必ず一時停止し、安全確認をしましょう。
- ② 左側通行：自転車は、車両です。車道の左側を走行しましょう。
- ③ 踏切の横断：踏切では必ず手前で一時停止して安全を確認しましょう。
踏切への無理な進入は絶対にやめましょう！



京都府警察では、**自転車運転者の交通違反に対し、指導・警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては、検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。**交通事故防止に皆様のご協力をよろしくお願いします。

西京警察署管内:自転車指導啓発重点地区



当該エリア内においては、自転車事故
(人身事故)が
17件(R3~R5)
発生しています。

洛西総合庁舎を中心に、
半径800m
のエリアです。



手配書



運転者の遵守事項不履行
に該当します。

このエリアに出没する妖怪
スマホ憑き
(特徴:スマホに取り憑かれ、自転
車の運転中にもスマホを見ており
周りを見ていられない)

洛西総合
庁舎

【選定理由】

商業施設や高校が所在し、
自転車事故の中でも、重傷
事故の割合が高い。

500m
1:12,000

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。

自転車に乗車するときは、
ヘルメットを着用してね！



このエリアを自転車で走行する人は、次の点に注意しましょう！

- ① ながら運転の禁止：電話、スマホ操作、音楽を聴き「ながら」運転することは、注意力が散漫になるほか、周囲の車や歩行者に気づきにくくなり大変危険です。絶対にやめましょう！
- ② 歩道は歩行者優先：普通自転車「歩道通行可」の標識のある歩道を行なうときは、歩行者の通行を妨げることのないよう、歩道の車道寄りをゆっくり通行しましょう。
- ③ 並進の禁止：周囲に迷惑をかける行為はやめましょう！

洛西エリアを
走行される方へ

京都府警察では、**自転車運転者の交通違反に対し、指導・警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては、検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。**交通事故防止に皆様のご協力をよろしくお願いします。



西京警察署管内:自転車指導啓発重点路線



当該路線においては、自転車事故（人身事故）が
30件（R3～R5）
発生しています。

手配書



通行区分違反
通行禁止違反に該当します。

この路線に出没する妖怪
(特徴: 右側通行や、通行禁止など、
決められたルールの反対をするのが大好き)

逆さま童

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。

沓掛交差点

国道9号

西大橋西詰

1.0km
1:20,000

【選定理由】

主要幹線道路であり、自転車の通
行量多く、自転車事故が多発して
いる。



自転車に乗車するときは、
ヘルメットを着用してね！



当該路線を
走行される方へ

この路線を自転車で走行する人は、次の点に注意しましょう！

- ① 歩道は歩行者優先：普通自転車「歩道通行可」の標識のある歩道を通行するときは、直ぐに止まれるスピードで、歩道の車道寄り部分を通行しましょう。
ガソリンスタンドやコンビニ等の店舗近くは特に注意！出入りする車両との衝突事故を防ぎましょう。
- ② スピードの出し過ぎ：スピードの出し過ぎは重大事故につながる危険な行為です。下り坂等でも、ブレーキを使ってスピード控えめに走行しましょう。



京都府警察では、**自転車運転者の交通違反に対し、指導・警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては、検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。**交通事故防止に皆様のご協力をよろしくお願いします。